

## 役員報酬規程（賞与）の改正案について

資料2

### 1. 概要

協会の役員の賞与については、これまで国家公務員（指定職）の賞与の支給水準を参考としているが、令和3年の人事院勧告において、国家公務員（指定職）の賞与（期末手当及び勤勉手当）の支給月数を0.10月分引き下げ、現行の「年間3.35月分」から「年間3.25月分」とするよう勧告されたことを踏まえ、賞与の支給割合の見直しを行う。

### 2. 改正案

賞与の支給水準を、現行の「年間3.35月分」から0.10月分を引き下げ、「年間3.25月分」とする。

### 3. 改正時期

令和4年6月1日